

四日市市告示第473号

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月7日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱（平成19年告示第408号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給申請書

四日市市長

四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費支給要綱第3条第1項の規定により、四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費の支給について、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	生年月日	年 月 日
	氏名				
	個人番号				
	住所	連絡先			
	フリガナ		続柄		
	支給決定に係る障害児氏名		生年月日		年 月 日
	個人番号				
	受給者番号				
	申請に係るサービス利用年月	年 月分			
	サービス利用年月の対象費用の支払い合計額	①日中一時支援事業 () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) ②移動支援事業 () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) () 利用・・・(支払金額 円) 合計 (円)			
	利用者負担上限月額	円			
	高額地域生活支援事業利用者負担扶助費申請額	円			

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)